

東京農業大学 / 東京農業大学短期大学部 入学前の既修得単位の認定に係る取扱要項

東京農業大学学則第 15 条の 5 および東京農業大学短期大学部学則第 15 条に基づき、教育上有益と認めるときは、本学の 1 年次に新たに入学する前に、他の大学または短期大学（外国の大学等を含む。以下「大学等」という。）を卒業または中途退学し、その在学中に単位を修得している場合は、本学での修得単位（卒業要件単位）として次の要領で認定します。

1 単位認定の方法

本学が指定する期日までに、下記の申請書類を各キャンパスの担当部署に提出または郵送してください。

申請書類を本学認定委員会が審査し、教育上有益と認めるときは、東京農業大学にあつては上限 30 単位の範囲内で、東京農業大学短期大学部にあつては上限 15 単位の範囲で、それぞれ認定します。

2 申請書類

- (1) 入学前の既修得単位認定申請書（様式 1）
- (2) 成績証明書
- (3) 講義要項（シラバス等）の写し ※本学の授業科目として認定する「振替認定」の科目のみ
- (4) 「単位の計算基準（1 単位修得のための授業時間数）が英語または日本語で記載された資料」
※外国の学校の場合のみ

3 申請先（※郵送先）

- 農学部⇒ 東京農業大学厚木キャンパス学生教務課：〒243-0034 神奈川県厚木市船子 1737
- 応用生物科学部・地域環境科学部・国際食料情報学部・短期大学部
⇒ 東京農業大学世田谷キャンパス教務課：〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
- 生物産業学部⇒ 東京農業大学オホーツクキャンパス学生教務課：
〒099-2493 北海道網走市八坂 196

4 申請期限 平成 28 年 3 月 11 日（金） ※郵送の場合、3 月 10 日（木）の消印有効

申請書類 2～4 を期限内に提出できない場合は、必ず事前に各キャンパスの担当所管窓口で相談してください。

5 認定結果の通知

入学式後、各キャンパスの担当窓口にて直接お問合せください。

6 申請上の留意事項（※記入例を参照のこと）

- (1) 本学の開講科目は、ホームページ（<http://www.nodai.ac.jp/>）で確認することができます。各学科のサイトの「カリキュラム」に配当科目一覧が掲載されています。また、シラバス（※科目内容の説明）はトップページから検索することができます。

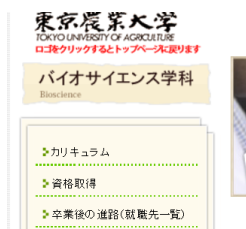
●ホームページのトップページ



各学科のサイトへ

シラバス検索

●学科のサイト



●配当科目一覧

| 分野 | 区分 | 授業科目 | 単位数 | 週回 | |
|------|------|-------------|-----|-----|-----|
| | | | | 一年次 | 二年次 |
| 全学共通 | 導入科目 | フレッシュマンセミナー | 2 | F2 | |
| | 必 | 情報基礎(一) | 2 | F2 | |
| | 必 | 情報基礎(二) | 2 | L2 | |
| | 必 | 特別講義(一) | 2 | | |



- (2) 認定種別は、以下の2つです。
- ① 「振替認定」： 入学前に修得した単位で、本学で開設している授業科目と内容が同一と認められる場合に、本学の授業科目として認定する。成績証明書の評価欄には、「認定(N)」と表示される。注) 教職課程科目及び学術情報課程科目は申請の対象外。
 - ② 「一括認定」： 入学前に修得した単位で、本学で開設している授業科目に振替えることができない科目で、「振替認定」の単位数との合計が、認定上限単位数(大学は30単位、短大部は15単位)を超えない範囲で認定する。成績証明書の科目名欄には“1年次入学生の既修得単位”と表記され、単位数は合計が表示される。なお、評価の表示はなし。
- (3) 「振替認定」については、以下の認定要件①～③に従い、申請してください。要件を満たさない申請があった場合、当該科目の申請が無効になることがあります。また、要件を満たした申請科目であっても、認定委員会の審査の結果によっては認定されないことがあります。この場合、振替認定されなかった申請科目については、「一括認定」の科目として“1年次入学生の既修得単位”に加算されます。
- ① 「振替認定」を申請する場合、認定を申請する本学科目の単位数以上であること。
 - <例> 既修得の科目A(2単位) ➡ 申請科目a(2単位) 【認定要件“○”】
 - 既修得の科目B(3単位) ➡ 申請科目b(2単位) 【認定要件“○”】
 - 既修得の科目C(1単位) ➡ 申請科目b(2単位) 【認定要件“×”】
 - ② ただし、複数の既修得科目の単位数を合算することにより、本学科目の単位数を超える場合は、申請が可能です。
 - <例> 既修得の科目D(1単位) + 既修得の科目E(1単位) ➡ 申請科目d(2単位) 【認定要件“○”】
 - ③ また、既修得の1科目の単位数を超えない範囲で、複数の本学科目の申請が可能です。
 - <例> 既修得の科目F(4単位) ➡ 申請科目f(2単位) + 申請科目g(2単位) 【認定要件“○”】
- (4) 「入学前の既修得単位認定申請書(様式1)」に記入された科目名が、成績証明書およびシラバスに記載された科目名と一致しない等の不備があった場合、当該科目の申請が無効になることがあります。本要項および別紙記入例を熟読のうえ、申請してください。
- (5) 入学前の既修得単位の認定が申請できるのは、在学期間中1回のみです。申請後の追加・変更は、一切受けません。また、一度「振替認定」された科目は「修得済み」として取り扱われ、認定後に同じ科目を履修することはできませんのでご注意ください。
- (6) 認定された科目の単位数は、年間および半期ごとの履修登録単位数の上限(キャップ制)に含まれません。
 ※「キャップ制」…本学では、履修登録できる上限単位数として年間49単位、半期ごと25単位の制限を設けています。
- (7) 【重要】履修登録について、本学では、事前に定められた履修登録期間中に、学生が大学ホームページからweb履修システムにアクセスして登録手続きを行います。その際、必修科目については、最初から自動登録されている状態になっていますので、「振替認定」された必修科目は、必ず登録を削除してください。削除しなかった場合、年間および半期ごとの履修登録単位数の上限(キャップ制)の対象としてカウントされます。
- (8) 【重要】本学の必修科目「情報基礎(一)」が「振替認定」された場合であっても、当該科目の授業内で実施される「情報倫理教育」を、別途受講しなければなりません。詳細は、各キャンパスの担当所管窓口で確認してください。